

上富良野町自治基本条例の見直し

上富良野町自治基本条例の見直しについて、広く意見を募集するパブリックコメントを実施します。皆さんのご意見をお寄せください。

上富良野町自治基本条例は、まちの最高規範に位置づけられ、社会情勢や町民のニーズの変化などに対応した「守り育てる条例」として、この条例が有効に機能しているかどうか、施行後5年を超えない期間ごとに見直し検討を行っています。

平成21年4月に施行後、2回目となる自治基本条例の見直し検討が平成29年度の協働のまちづくり推進委員会で行われました。5回にわたる会議で、一部の条文で見直しが望ましいとの結果が出されましたが、本条例は町民総意のもとに制定されていることから、町民の皆さんに広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

平成29年度における見直し内容

協働のまちづくり推進委員会では、条例第8条における子ども・まちづくりに参画する権利の年齢要件を「満20歳」から「満18歳」に改めることが望ましいとの結果となっています。

●上富良野町自治基本条例(抜粋)

(子ども・まちづくりに参画する権利)

第8条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画する権利を有します。

見直しの理由

公職選挙法の改正により、選挙権を有する者の年齢が満20歳から満18歳に引き下げられたことから、18歳以上は町民投票に参画できると見なされるため、まちづくりに参画できると考えられることにより見直しを行います。

●上富良野町自治基本条例(抜粋)

(町民投票)

第35条 町長は、町政に係る重要事項について、直接町民の意思を把握し、町政に反映させるため、町民投票を実施することができます。

(町民投票の請求と発議)

第36条 上富良野町において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から、町民投票を規定した条例の制定を町長に請求することができます。

自治基本条例全体の見直し

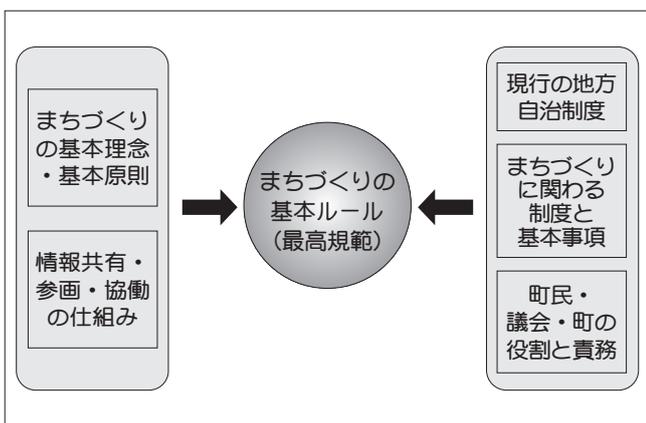
協働のまちづくり推進委員会で行われた見直し内容も含め、条例が有効に機能しているか、条例全体においても見直す箇所がないか、皆さんのご意見をお寄せください。

自治基本条例とは？

わたしたちが暮らすまちを魅力的でより快適に安心して生活できるように、まちづくりを進めていくうえで基本となるルールを定めるもので、町政運営の最高規範になるものです。

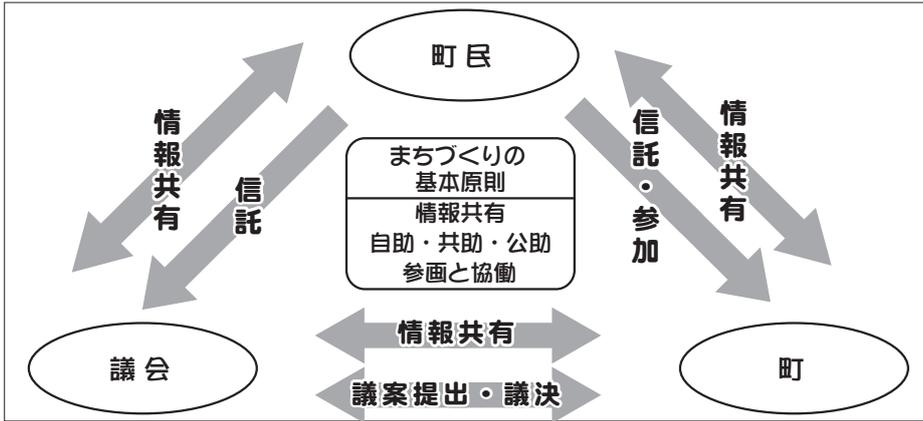
まちづくりの基本は、町民一人ひとりが、主体的・積極的にまちづくりのさまざまな活動に参加することですが、全体を進めていくには参加しやすくなるような制度が必要です。

自治基本条例には、まちづくりに関する基本となる考え方や町民・議会・町それぞれの役割のほか、町民が参加する仕組みや町政運営の基本的な仕組みを定めています。



パブリックコメント 皆様のご意見をお寄せください

まちづくりにおける3者の役割



自治基本条例の内容

条例は上富良野町という単位で物事を考え決定していく場合の基本的なルールを条文で定めています。

【前文】 上富良野町の町勢や歴史的背景、まちづくりの方向性や実行していくための姿勢、条例の最高規範性について記載しています。

【基本理念】 基本的考え方を5つの言葉で表現しています

- ①町民主体
- ②人権尊重
- ③相互補完
- ④自主自律
- ⑤未来志向

【基本原則】 根本となる仕組みを3つに整理しています

- ①情報共有
- ②自助・共助・公助
- ③参画と協働

【役割と責務】 町民、議会、町長、職員それぞれの役割と責務を定義しています

【制度・仕組み】 まちづくりの実現に向けて、必要な制度の決まりを定めています

- ①町の仕事
- ②情報共有
- ③参画と協働
- ④コミュニケーション
- ⑤地域防災
- ⑥町民投票制度
- ⑦交流と連携

まちづくりを進めるには

「公正で民主的なまちづくり」を進めていくためには、町民一人ひとりが共有すべき基本理念と合わせて「情報共有」「自助・共助・公助」「参画と協働」の3つを基本原則として整理しています。

この原則により、町民がまちづくりに関する情報を知る権利とまちづくりに参加する権利が保障され、まちづくりに関わる人々が相互に連携し、協働のまちづくりが実現します。

「情報共有」⇄「住民参画」⇄「協働」が繰り返し実践されることで、自

らの課題や地域の課題を個人や地域の力で解決する「自助・共助・公助」の実現につながるものです。

●自助・共助・公助とは？

自助 個人でできることは個人で解決する。個人でできないことは家庭がサポートする

共助 個人や家庭で解決できないことは、地域やボランティア組織、NPOなどがサポートする

公助 個人や地域では、どうしても解決できない問題についてはじめて町が問題解決をサポートする

今後のスケジュール

パブリックコメントの意見を参考に協議を行い、条例の見直しが必要となった場合は、12月議会で条例の一部改正案を上程する予定です。



自治基本条例に対する、皆様のご意見をお寄せください。

募集期間

6月25日(月)～7月24日(火)

閲覧方法

ここに掲載しているのは自治基本条例の見直しの要旨です。条例全体をご覧になる場合は、町内9カ所に設置してある町民ポストに備え付けの冊子か、町のホームページで閲覧してください。

町民ポスト設置場所

役場、保健福祉総合センターかみん、社会教育総合センター、公民館、町立病院、上富良野郵便局、JR上富良野駅、コミュニケーションプラザ中茶屋、JAふらの上富良野支所

町のホームページ

トップページ「自治基本条例に関するパブリックコメント」
提出方法(様式は自由です)

持参、郵送、ファクス、電子メール、町民ポスト(右の9カ所)

※提出する意見には住所、氏名(団体名)、電話番号を記載してください。記載のない場合は無効になります

結果の公表 9月上旬

問合せ

☎071-0596

上富良野町大町2丁目2番11号

町民生活課自治推進班

☎0995 ☎0995

✉jich@town.kamifuranof.jp